

# 津波時の避難確保計画

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成

# 津波避難に関する検討フロー

## 1 事前に確認

### (1) 津波災害警戒区域及び基準水位の確認

- 津波災害警戒区域内→避難確保計画(津波)の作成義務あり

※市津波ハザードマップの確認(きゅんマップ)



※県ホームページで確認(e-かなマップ)



- 基準水位の確認=最大津波が来た場合、津波が建物に衝突した際の、はね上がりを含めた地盤面からの高さ。

基準水位より高い所へ避難する。

※基準水位の確認: 県ホームページ



参考: 津波災害警戒区域について

(藤沢市ホームページ)



### (2) 建物の確認

- 建物構造を確認: 昭和56年6月以降の建築基準法新耐震基準または耐震性の確認されたSRC造またはRC造。  
→耐震性がない又は旧耐震基準の建物(耐震性が不明)は地震の揺れによる破損や津波により被害を受けるおそれ
- 避難が可能なスペースの高さ(地上面からの高さ)を確認し、基準水位と比較  
→基準水位以上に避難スペースがある=垂直避難が可能  
→基準水位以上に避難スペースがない=外部への避難が必要・避難場所を検討

### (3) 避難場所の検討

- 緊急時の津波からの避難場所は、津波災害警戒区域外、高台、津波避難ビル、地震の揺れによる被害のない中高層建物
- 津波災害警戒区域内の高台、津波避難ビル、中高層ビルなどは、緊急避難的に津波被害から命を守ることはできるが、津波到達後に孤立するおそれがあるので、可能であれば、津波災害警戒区域(津波浸水想定区域)外へ避難する。
- 避難者は、高齢者などで避難場所を選ぶ必要がある場合、次の事項を検討する。
  - ・電源が必要か
  - ・避難に協力してくれる人がいるか
  - ・雨風、寒さをしのぐため室内の必要があるなど
  - ・自分で歩いて避難ができるか、歩行不能か、階段は登れるか
- 近くに避難できる場所がある/ない
- 大規模災害になれば指定避難所は混雑、感染症対策は・・・

## 2 体制の確認

- 昼間のスタッフ人数
- 夜間のスタッフ人数
- 参集の可否

## 3 災害発生時

- (1) 津波情報により迅速な避難が必要な場合

垂直避難する場合: 何人をどこまで移動する?



- (2) 津波情報により、遠地地震で時間をかけて避難が可能な場合

大人数での避難: 移動手段は?

- (3) 南海トラフ地震 臨時情報が発出長期間の避難が必要な場合

(参考) 南海トラフ地震について(市ホームページ)→



## 4 避難

- (1) 津波災害警戒区域内の津波避難ビル等に避難=津波災害警戒区域内の場合、孤立の可能性=非常持ち出し品
- (2) 自施設で垂直避難=津波災害警戒区域内の場合、孤立の可能性=1~2日間の備蓄(飲食・応急トイレ・防寒・情報収集・電池・バッテリーなど)
- (3) 施設に被害が生じた場合の避難先は・・・

## 様式編 目 次

### 市町村に提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	

### 個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	7	様式 7
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	8	様式 8
11	緊急連絡網	9	様式 9
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	9	様式 10
13	対応別避難誘導方法一覧表	10	様式 11
14	防災体制一覧表	11	様式 12

## 1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項の規定に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

## 2 計画の報告

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表する。

### 【公表の例】

- ・施設のホームページに掲載する。
- ・施設のフリースペース等に掲示する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

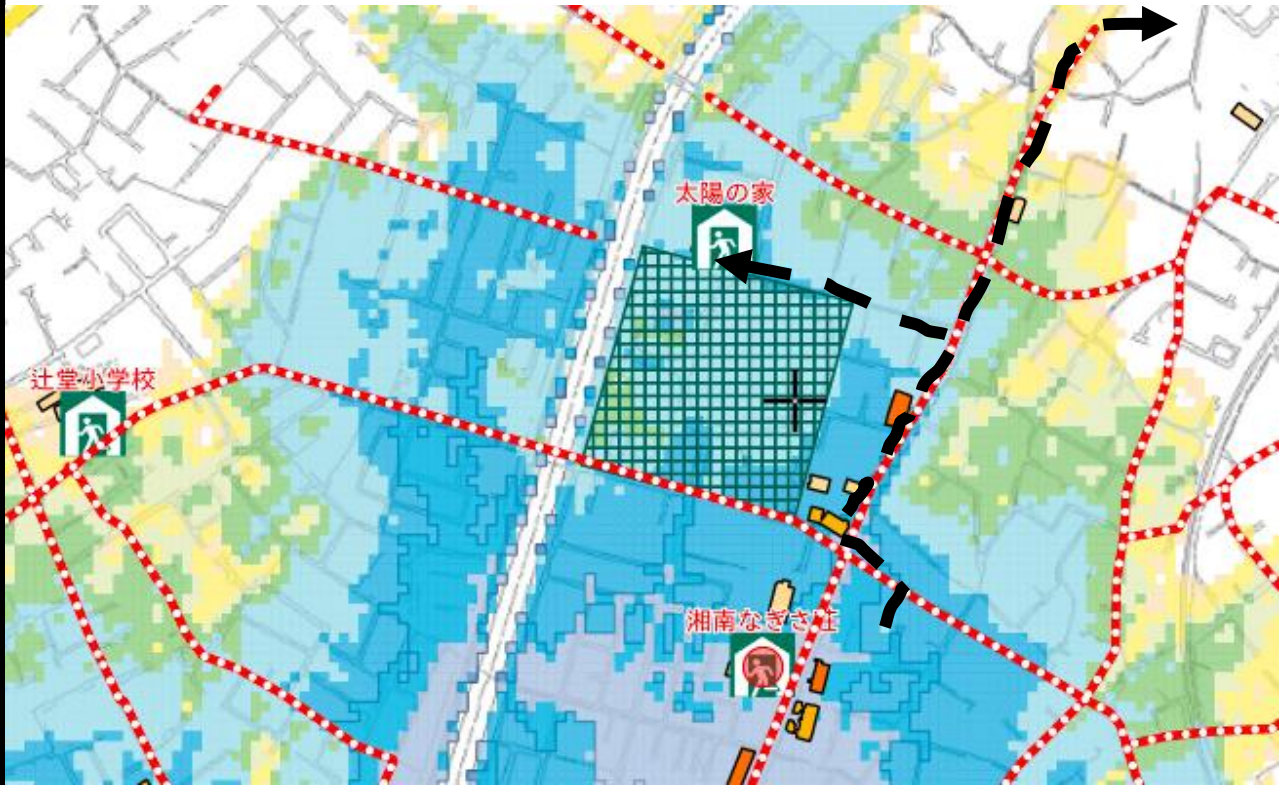
### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 <b>100</b> 名	昼間 <b>30</b> 名	休日 <b>50</b> 名	休日 <b>15</b> 名
夜間 <b>10</b> 名	夜間 <b>3</b> 名		<b>10</b> 名

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難経路及び避難場所は、以下のとおりとする。

避難経路図



#### 4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

##### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報</li> </ul>	<b>注意体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集伝達要員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波注意報発表</li> </ul>	<b>警戒体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波情報の収集</li> <li>・ 使用する資機材の準備</li> <li>・ 利用者家族への事前連絡</li> <li>・ 避難支援の協力依頼</li> <li>・ 避難所開設状況の確認</li> <li>・ 要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集伝達要員</li> <li>・ 避難誘導要員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険の前兆を確認(※)</li> <li>・ 避難指示 発令</li> <li>・ 津波警報、大津波警報の発表</li> </ul>	<b>非常体制確立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導要員</li> </ul>

※ 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合等

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ・ラジオ</li> <li>○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」</li> <li>○気象庁ホームページ</li> <li>○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 など</li> </ul>
洪水予報・河川水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省ホームページ「川の防災情報」</li> <li>○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など</li> </ul>
避難情報（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政用無線（屋外スピーカー）</li> <li>○防災ラジオ</li> <li>○TVデータ放送</li> <li>○ふじさわテレフォンガイダンスサービス（防災行政無線の放送内容の電話案内サービス） 050-5536-7060</li> <li>○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」</li> <li>○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」</li> <li>○緊急速報メール</li> <li>○ふじさわ防災ナビ～X（旧ツイッター） （@Bousai_Fujisawa）</li> <li>○防災情報アプリ「<sup>ハザードン</sup>Hazardon」 など</li> </ul>

### (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）外へ避難が原則だが、区域外への避難が困難な場合に備え、避難場所は下表のとおりとする。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	●●津波避難ビル	( 700 ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 ( )



## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

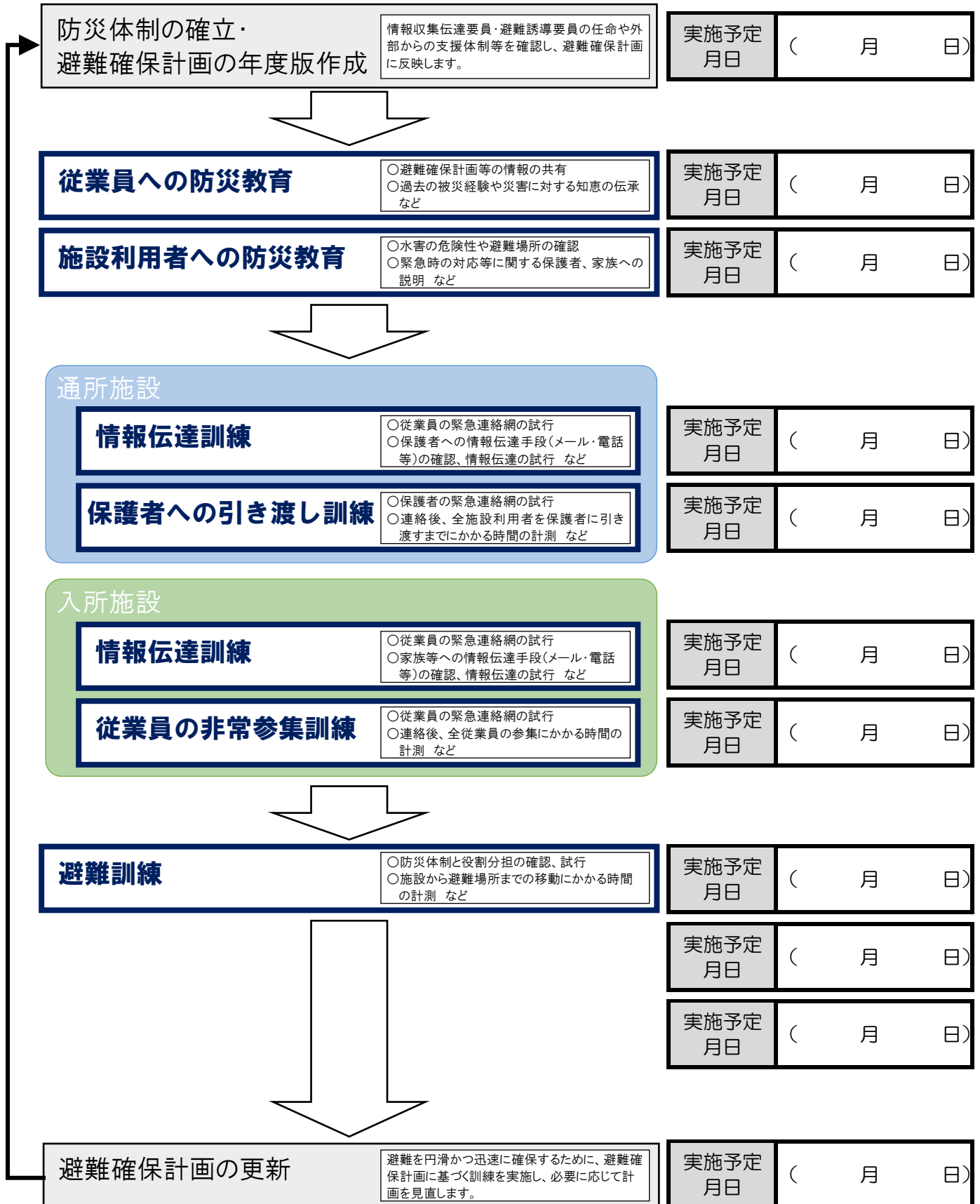
避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	■テレビ ■ラジオ ■タブレット ■ファックス ■携帯電話 ■懐中電灯 ■電池 ■携帯電話用バッテリー
避難誘導	■名簿（従業員、施設利用者） ■案内旗 ■タブレット ■携帯電話 ■懐中電灯 ■携帯用拡声器 ■電池式照明器具 ■電池 ■携帯電話用バッテリー ■ライフジャケット ■蛍光塗料
避難	■水（1人あたり <b>3</b> ℓ） ■食料（1人あたり <b>9</b> 食分） ■寝具 ■防寒具
高齢者	■おむつ・おしりふき
障害者	■常備薬
乳幼児	■おむつ・おしりふき ■おやつ ■おんぶひも
その他	■ウェットティッシュ ■ゴミ袋 ■タオル □（ ）

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・ 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

## 9 防災教育及び訓練の年間計画作成例



# 10 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

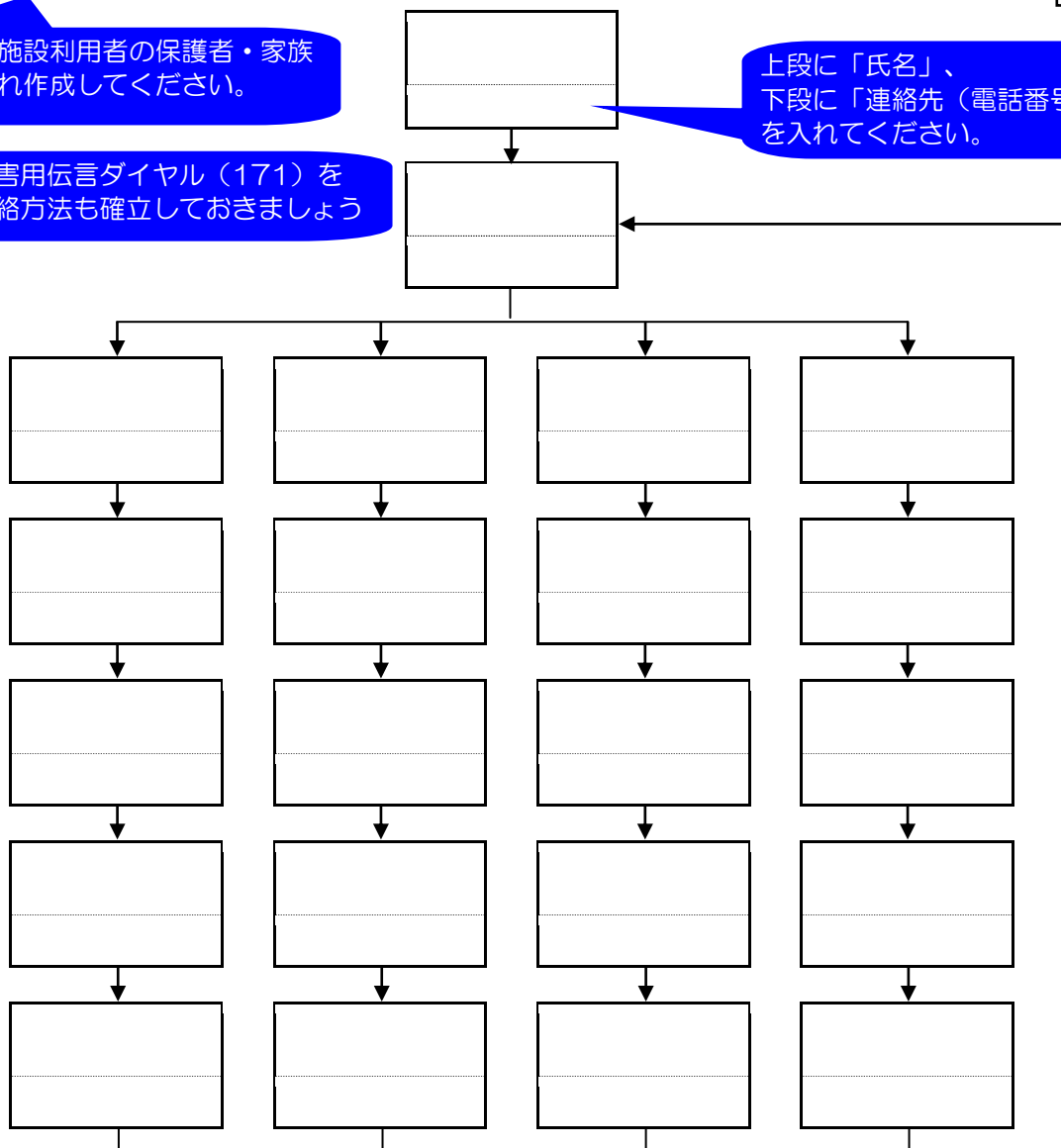
## 11 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、  
下段に「連絡先（電話番号）」  
を入れてください。



## 12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
藤沢市（施設関係課）					
藤沢市（防災担当課）	危機管理課	0466-25-1111			
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

# 13 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

### 避難場所へ移動

- 1. 単独歩行が可能
- 2. 介助が必要
- 3. 車いすを使用
- 4. ストレッチャーや担架が必要
- 5. そのほか

### その他の対応

- 6. 自宅に帰宅
- 7. 病院に搬送
- 8. そのほか

管理権限者 ( ) (代行者 )

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 津波情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認